

刑弁でGO!

第78回

トピック

「当番出動後の通訳費用をめぐる注意点」と「当番弁護士通訳ガイドライン」

東京三弁護士会刑事弁護委員会 外国人事件部会 部会員
刑事弁護委員会 委員 本多 貞雅 (61期)

トピック 1

「当番出動後の通訳費用をめぐる注意点」

1 はじめに

東京三弁護士会刑事弁護委員会外国人事件部会では、当番弁護士で出動する際に依頼する通訳人の名簿を管理し、運営しております。

近時、弁護士と通訳人との間における通訳料を巡るトラブルが度々持ち込まれるので、通訳料を中心として要通訳事件における注意点について確認したいと思います。

2 当番⇒不受任の場合

当番弁護士として出動した接見の通訳料（交通費等を含む。以下同じ）は、当会が直接通訳人に支払います。所定の請求書に通訳人と弁護人が連署して、当会に提出してください。

3 当番⇒被疑者国選（勾留前援助利用なし）の場合

被疑者国選勾留前援助を利用しない場合、当番弁護士として出動した初回接見の通訳料は、当会が直接通訳人に支払います。

そして、被疑者国選弁護人として選任された後の接見通訳料は、法テラスが定める通訳料基準に従って、弁護人が通訳人に直接支払います。その後、法テラスに対する事件終了報告の際に通訳料を請求し、弁護人に通訳料が支給されることになります。

法テラスへの通訳料請求書は、通訳人請求書・領収書を兼ねた書式になっています。通訳人が時間や通訳料を確認するためにも、その写しを通訳人に交付するようにしてください。

なお、初回接見後、被疑者国選弁護人として選任される前の接見通訳料は支払われませんので、十分注意してください。

4 当番⇒被疑者国選（勾留前援助利用あり）の場合

被疑者国選勾留前援助を利用した場合、初回接見から勾留状が発せられるまでの接見通訳料は、法律援助事務センターが直接通訳人に支払いますので、弁護人は通訳人に通訳料の立替払いをしてください。所定の請求書に通訳人と弁護人が連署して、同センターに提出してください。

なお、勾留状が発せられてから、被疑者国選弁護人に選任される前の接見通訳料は支払われませんので、十分注意してください。

5 当番⇒被疑者援助の場合（被疑者国選対象外事件）

刑事被疑者弁護援助を利用した場合、初回接見から起訴あるいは釈放されるまでの通訳料は、法律援助事務センターが直接通訳人に支払いますので、弁護人は通訳人に通訳料の立替払いをしてください。所定の請求書に通訳人と弁護人が連署して、同センターに提出してください。

なお、釈放後の通訳料、起訴後に被告人国選弁護人として選任される前の接見通訳料は支払われませんので、十分注意してください。

6 当番⇒私選（被疑者援助を除く）の場合

当番弁護士で出動した初回接見の通訳料を含めて、全額被疑者の負担となります。当会からは支払われません。

実際には、弁護人が通訳人と業務委託契約を締結

し、弁護人が通訳料を被疑者等から徴収し、通訳人に支払うことになります。

このたび、外国人事件部会において、弁護人と通訳人との間の業務委託契約書の書式を作成し、あわせて受任契約書の書式も修正いたしましたので、ぜひご利用ください（当会の会員ページに掲載しております）。

トピック 2

「当番弁護士通訳ガイドライン」

日本語を母語としない被疑者・被告人の権利を守るためにには的確な通訳が不可欠です。

外国人事件部会では、年に1回、通訳人に対する研修会を行っています。研修会では刑事手続の概要等を解説するなどするほか、通訳人倫理についても考えてもらっています。

通訳人倫理については、通訳人の関心が非常に高いものの、その指針となるものはありませんでした。そこで、昨年、外国人事件部会において当番弁護士通訳ガイドラインを作成し、名簿に登載されている通訳人に配付しましたので、以下に引用します。

1 目的

本書は、日本語を母語としない被疑者、被告人の権利を守るためにには的確な通訳が不可欠であることから、当番弁護士に同行する通訳人に守っていただきたい通訳方法をまとめたものです。

2 正確な通訳

- ① 発言を通訳する時は、一部の言葉を省略したり、別の言葉を追加したりすることなく、元の発言をそのまま伝えてください。発言の要旨をまとめて通訳することはしないでください。
- ② 元の発言のニュアンスも再現して通訳してください。乱暴な言葉、汚い言葉も、できるかぎりそのまま伝えてください。

- ③ 自分が行った通訳に間違いがあったことに気付いた時は、速やかに弁護士に伝えてください。
- ④ 被疑者・被告人と通訳人の間で、直接会話をしないでください。被疑者・被告人から質問があった時は自分で答えず、そのまま質問を弁護士に対して通訳してください。被疑者・被告人の発言の意味がわからなかった時も、自分の判断で質問を追加して意味を明らかにしようとせず、そのまま通訳して弁護士に伝えてください。

3 中立性

- ① 通訳人は、被疑者・被告人、被害者またはその関係者と知人関係にあるなど利害関係がある場合は、それを弁護士に伝え、その通訳の依頼を受けないようにしてください。
- ② 被疑者・被告人に対して、自らアドバイスや助言、自分の意見を伝えないでください。
- ③ 東京三弁護士会から受け取る報酬以外に、被疑者・被告人から金品など報酬に当たるものを受け取らないでください。
- ④ 被疑者・被告人及び事件に対して、偏見や先入観をもたずに通訳してください。

4 プロフェッショナル性

- ① 依頼の難易度や量から、自分の能力を超える依頼であると判断した場合は、その通訳の依頼を受けないでください。
- ② 被疑者・被告人に対して丁寧な言葉遣いで話し、常に礼節を持った態度で接してください。

5 守秘義務

- ① 通訳人は、被疑者・被告人との接見で見聞きした内容について、守秘義務を負います。守秘義務の対象としては、被疑者・被告人の氏名、住所などの個人情報、事件の内容を含みます。
- ② 個人情報や事件の内容などを含む、通訳人の業務上知り得た事項は、法律上供述が義務付けられる場合を除き、外部に開示しないでください。

6 通訳能力の研鑽

通訳人は、自身の通訳能力の向上、研鑽に常に努めてください。